

群馬県立しろがね特別支援学校 学校評価一覧表① (平成29年度版)

(様式1)

羅 針 盤			方 策	第1回 点検・評価			第2回 点検・評価		
評価対象	評価項目	具体的数値項目		自己評価	外部アンケート	改善策	自己評価	外部アンケート	改善策
I 児童生徒の地域における豊かな生活の実現に向けて努めていますか。	1 保護者、地域、関係機関に学校の教育活動について、具体的に伝えていますか。	① 学校公開を年間3回以上実施し、来校者の95%以上が満足している。 ② 学校だよりやWebページ等で情報発信を行い、保護者や地域の方の95%以上が満足している。	○配付物や学校Webページを活用して学校公開をPRする。 ○来校者に対してアンケートを実施する。 ○学校からのたよりについては、児童生徒の様子を的確に伝えられるよう、内容や紙面構成を工夫する。 ○学校行事等における児童生徒の活動の様子を速やかにWebページに掲載する。	B	B	・学校公開の日程や内容等を検討し、来校者の希望に沿う形で実施する。 ・学校行事などの保護者来校時に学校Webのお知らせを配布し周知を図る。	A	B	・学校公開(高等部見学会)の日程を2日間とする。学校公開の日程を変更する。 ・関係する組織や団体(就業体験先なども対象とする)に学校ホームページの存在を周知するため、学校ホームページのチラシを配布する。
	2 保護者、地域、関係機関との共通理解が深まり、有効な支援が行われていますか。	③ 交流及び共同学習について、保護者や関係機関の90%以上が満足している。 ④ 「個別の教育支援計画」について、保護者の85%以上が内容に満足している。	○学校だよりや学校Webページを活用して交流及び共同学習の様子を保護者に知らせる。 ○保護者面談およびケース会議等において、保護者の願いを詳しく聞くとともに、長期的な視点で支援内容を話し合う。	A	B	・校外学習や就業体験も交流及び共同学習の一環であることを学校だより等で周知する。 ・2学期保護者面談やケース会議において、計画書面を見ながら詳細に話し合う。	A	A	・第2回の学校だよりの発行日を変更し、交流の計画を早めに周知する。 ・計画について話し合いが深まるように、個別の教育支援計画を保護者に配付する。
II 地域の特別支援教育に関するセンター的な役割を果たしていますか。	3 幼稚園、小・中・高等学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について、助言援助に努めていますか。	⑤ 地域の幼、小、中、高等学校等の求めに応じて相談・支援を100%実施している。 ⑥ 講演会では80%以上の参加者が満足している。	○相談を依頼された際には、その緊急度に応じて日程を調整するとともに、校内で対応できる支援体制を構築していく。 ○講演会の実施にあたっては、ニーズを良く把握すると共にアンケートを実施する。	A	A	・相談重複時には他校専門アドバイザーと協力して迅速に個別対応ができるようにする。 ・事前調査で支援充実により効果的な内容を題材とする。	A	A	・ケース会議を行うことで、学校組織として対応できるようにする。 ・講演内容の案を複数用意し、相手校に選択してもらう。
	4 個に応じたきめ細かな指導を行っていますか。	⑦ 児童生徒の学習状況や生活状況について、学園職員や保護者と確認する機会を年間3回以上実施している。 ⑧ 子どもの学校の様子について、学校からの情報提供が適切に行われていると保護者の85%以上が感じている。	○各学期に1回、ケース会議及び保護者面談を行う。夏季休業中を中心に必要に応じて家庭訪問を行う。 ○毎日、児童生徒の様子を連絡帳を通して保護者や学園職員に伝える。また、必要に応じて、送迎時を利用して直接伝える。	A	A	・今後、2学期と3学期に各1回のケース会議及び保護者面談を行う。 ・児童生徒の様子を連絡帳を通して保護者や学園職員に伝える。必要に応じて電話連絡等を行う。	A	A	・3学期にケース会議及び保護者面談を行う。 ・児童生徒の様子を連絡帳を通して保護者や学園職員に伝える。
III 児童生徒一人一人の実態に応じた適切な指導をしていますか。	5 指導内容の確実な定着を図る授業が行われていますか。	⑨ 「個別の指導計画」に掲げた目標の達成率が90%以上である。 ⑩ 「個別の指導計画」に基づいた指導結果について保護者の85%以上が満足している。	○「個別の指導計画」の目標設定やその手立て、評価について、担任間、学年、学部で計画的に検討する機会を設ける。 ○「個別の指導計画」の検討会で目標や手立ての評価を行う。ケース会議や保護者面談で指導結果について話し合う。	A	B	・「個別の指導計画」の目標を学部・各年内等で共通理解を図りながら指導にあたる。 ・ケース会議及び保護者面談で「個別の指導計画」に基づく指導について説明する。	A	B	・検討会で「個別の指導計画」の評価を各学部・各学年で行う。 ・ケース会議及び保護者面談で「個別の指導計画」の評価を行う。
	6 健康に関する配慮や対応を適切に行っていますか。	⑪ 児童生徒の健康上の配慮について保護者の80%以上が満足している。 ⑫ 健康診断終了後、異常が発見された児童生徒の受診率が80%以上である。	○ケース会議や家庭訪問、行事のときなど保護者と話ができる機会を活用し、健康に関する情報を共有できるよう努める。 ○児童生徒の健康に関する情報を、保健だよりや受診のおすすめ等とおして、保護者や学園職員に伝え、協力を得る。	A	A	・今後のケース会議で学園職員や保護者と再度健康状態や服薬等の情報交換を行う。 ・未受診者には、再度受診のおすすめを通知する。	A	A	・ケース会議以外にも連絡ノートや送迎時を利用して情報交換を行う。 ・10月の受診率は61%だったが、1月は74%になった。今後も協力をお願いする。
IV 健康や安全の確保に努めていますか。	7 危機管理体制が確立され、緊急時への備えができていますか。	⑬ 全教職員が緊急時対応訓練に年間3回以上参加し、具体的な対応について、すべての職員が理解できている。	○緊急事態への対応を明確にし、実際に児童生徒と一緒に訓練することで、緊急時に対応できる体制を構築する。	A	A	・訓練の目標、流れについては職員会議だけでなく、訓練の当日にも全員で再確認する。	A	A	・全職員対象に緊急時対応訓練を実施し、組織的に対応できるようにしていく。
	8 年間を通じて、計画的な生活・安全指導が行われていますか。	⑭ いじめの未然防止に向けた取組について保護者の90%以上が満足している。	○年間を通じたあいさつ運動、学期毎の教育相談週間を実施する。 ○いじめを防ぐために、学校生活のなかで相手の立場になって思いやりをもって行動することを継続的に伝える。 ○いじめの早期発見や早期解決に努める。 ○職員対象にいじめ防止研修を実施する。	B	B	・学校生活や教育相談週間を通して、児童生徒の不安や悩みを早期に発見したり解消したりしていく。 ・日々の生活のなかで、いじめは許されないことと児童生徒や職員に周知徹底を図る。	A	A	・今後も年間を通じたあいさつ運動、学期毎の教育相談週間に取り組んでいく。 ・いじめは許されないことと継続して伝えていくとともに、いじめの早期発見や早期解決に努めていく。
V 将来の生き方に結びつく進路指導を行っていますか。	9 キャリア教育の視点から、指導内容を整理して系統的な指導を行っていますか。	⑮ 発達段階に応じた進路指導を行うために、学部間での情報交換を年間3回以上行っている。	○中学部、高等部の就業体験の前後の機会を捉え、情報交換を行う。	B	B	・情報交換の日時とやり方を明確にする。	B	B	・小中学部については、校内就業体験中に進路指導主事が見学し、放課後、担当者から情報交換することを継続していく。
	10 保護者、関係機関との連携のもとに発達段階に応じた進路指導を行っていますか。	⑯ 進路関係の行事や進路に関する情報について、保護者の80%以上が満足している。 ⑰ 進路先や関係機関との連携について保護者が80%以上が満足している。	○進路だよりの内容を充実させる。 ○進路先や関係機関との情報交換を計画的に進める。	A	B	・校内(校外)就業体験の見学のお誘いを進路だよりに記載する。 ・児童生徒一人一人の関係機関はどこかを明確にする。	A	A	・進路だよりの内容の充実と関係機関からの情報提供をする。 ・児童生徒一人一人の関係機関の一覧表を作成する。